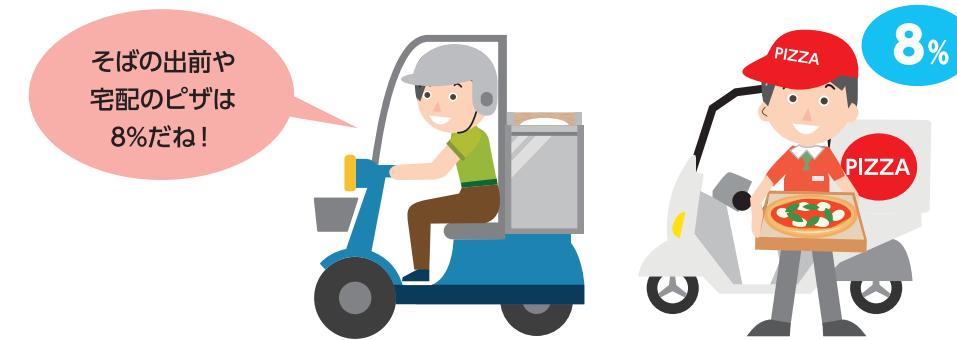


出前・宅配、ケータリング・出張料理の違いは？

出前・宅配は軽減税率対象

そばの出前やピザの宅配(デリバリー)は、お客様の指定した場所まで単に飲食料品を届けるだけであるため、通常の飲食料品の販売である「飲食料品の譲渡」に該当するので、軽減税率の適用対象となります。



コーヒーサービスの適用税率

近隣の会社にコーヒーを届ける場合には、宅配(デリバリー)となるので軽減税率対象です。ただし、一人一人の席に給仕して提供する場合は役務の提供とみなされ、「ケータリング・出張料理」となり、軽減税率の対象外です。



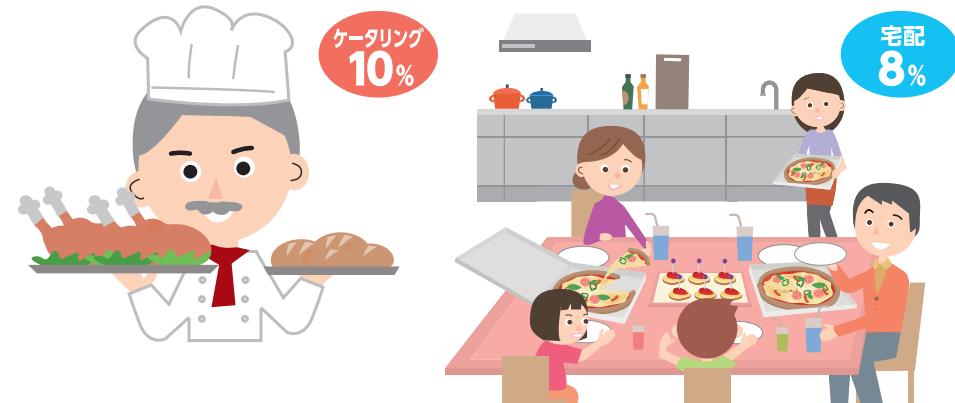
お弁当にお味噌汁をつけて販売する場合



お味噌汁付きお弁当を配達する際、お味噌汁をその場で取分け用の器に注いでお渡しする行為は、味噌汁の販売に必要な行為である「取り分け」に該当し、役務の提供とはみなされないので、お味噌汁も含めたお弁当全体が軽減税率の対象となります。

ケータリング・出張料理は軽減税率対象外

お客様の指定した場所において、料理や配膳を行うサービスは「役務を伴う飲食料品の提供」とみなされるため、持ち込む食材があったとしてもすべて含めて軽減税率の対象外となります。



- ① 相手方が指定した場所で、飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で、飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で、飲食料品の提供とともに取り分け用器等を飲食に適する状態に配置等を行う場合

老人福祉施設や学校など、一部例外もあります

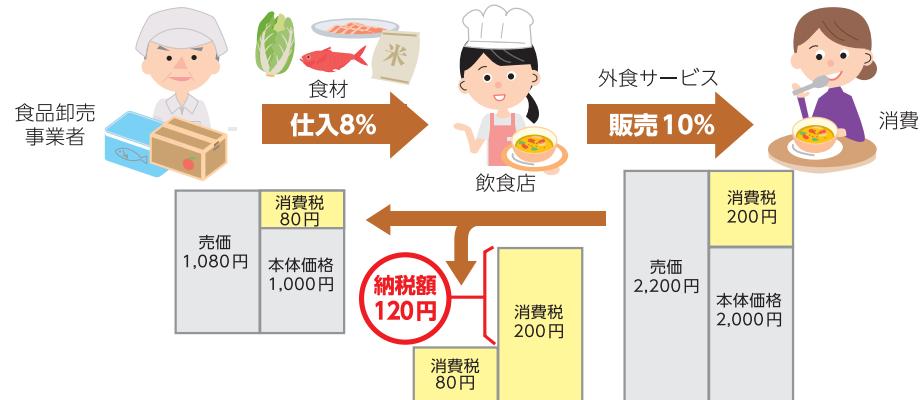
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、義務教育諸学校、幼稚園、他いくつかの施設では軽減税率対象と認められる場合があります。詳しくは国税庁ホームページにてご確認ください。



「ケータリング・出張料理」とされる基準を確認しましょう

飲食店での消費税の受取と支払

!
消費者から預かる消費税額が多く、日々の資金繰りには余裕が出るが、納税額は多くなる



赤字事業者での消費税納税の例



消費税は取引に対して課される税金なので、
以下のような赤字の事業者でも納税しなければなりません。

ある飲食店の例

売上:年間3,000万円(税抜)
経費:年間3,300万円(うち食材:300万円、うち人件費:800万円)(すべて税抜)
※人件費は消費税がかかりません
利益:△300万円(赤字)

売上に係る消費税額: $3,000\text{万円} \times 10\% = 300\text{万円}$
食材に係る消費税額: $300\text{万円} \times 8\% = 24\text{万円}$
その他経費の消費税額: $2,200\text{万円} \times 10\% = 220\text{万円}$
差額 = 56万円 納税額

赤字でも消費税を
納税しなければ
ならない

軽減税率制度導入による資金繰りへの影響

2019年10月以降、飲食店の売上は食事の提供に該当し、消費税率は10%となります。一方で食材の仕入れについては、軽減税率制度の導入により消費税率は8%のままであります。つまり、支出は変わらず入金が多くなるので、日々の資金繰りは良くなりますが、これは預かり消費税の増額となるので、決算時の納税額に注意しましょう。

→ 消費税率引上げ

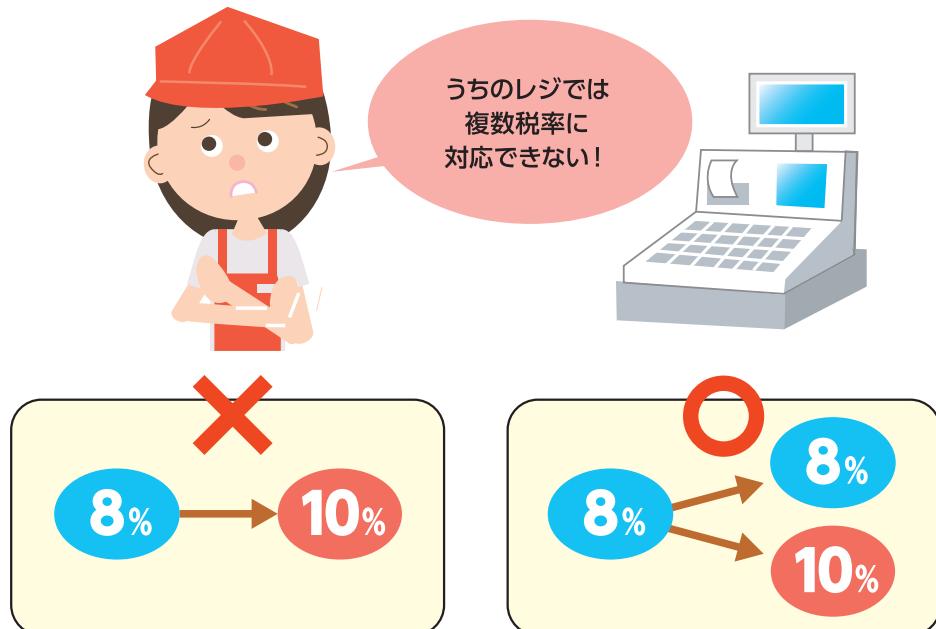
| | 項目 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 入金 | 売 上 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| | 消費税8% | 20 | 20 | 20 | 25 | 25 | 25 |
| | 消費税10% | | | | 25 | 25 | 25 |
| | 入金計 | 270 | 270 | 270 | 275 | 275 | 275 |
| 出金 | 食材仕入 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 |
| | 人件費 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | 地代家賃 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | その他経費 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 支払利息 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 借入金返済 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| | 消費税8% | 10 | 10 | 10 | 6 | 6 | 6 |
| | 消費税10% | | | | 5 | 5 | 5 |
| 出金計 | | 247 | 247 | 247 | 248 | 248 | 248 |
| 収支合計 | | 23 | 23 | 23 | 27 | 27 | 27 |
| 預かり消費税 | | 10 | 10 | 10 | 14 | 14 | 14 |



軽減税率制度導入を踏まえて資金繰りを見直しましょう

レジ・券売機の導入・改修の必要性は？

明日から消費税率が変更されるのに…



レジでの売上登録を複数の税率に対応させるため、複雑な設定変更が必要になる可能性があります。機種によっては、対応できないものもあるため、早めの確認が必要です。

レジを使っていない場合、レジの導入を検討しましょう

電卓と手書き伝票のみで処理をしているお店の場合でも、複数の税率に対応するとなると、領収書も税率ごとに記載が必要になるなど、これまで以上に手間がかかります。この機会にレジの導入を検討してみましょう。

従業員が新しいレジを操作できるようになるための期間も考慮しながら計画的に導入してください。

新しいレジの使い方を覚える時間も必要ね…



レジ・券売機の導入・改修に活用できる補助金があります

複数税率に対応するため、新規のレジ・券売機の導入や既存のレジ・券売機の改修が必要な場合、補助金を利用することができます。

レジ代の3/4も補助してもらえて助かったわ！



複数税率対応レジの導入支援(A型)

補助率：3/4以内（3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4/5以内）

上限額：一台あたり20万円（一部40万円）

一事業者あたり200万円まで

電子的受発注システムの改修等(B型)や、請求書管理システムの導入・改修(C型)に活用できる補助金もあります。詳細は下記ホームページをご覧ください。

軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局

TEL : 0120-398-111 (通話料無料) URL : <https://kzt-hojo.jp>

導入するならどんなレジ？

レジには大きく分けて三種類があります。新規導入の場合は使い勝手を考え、事前によく検討しましょう。

タブレットレジ

小規模飲食店で利用が増えています。導入にかかる費用が比較的安く、売上データの集計も容易にできるのが特徴です。

POSレジ

スーパー・コンビニや大きな飲食店などで良く見かけます。大量の売上データを集計できるようになっています。

メカレジ

昔ながらの簡易的なレジです。売上履歴はジャーナルと呼ばれるレシートと同じ紙で記録します。



複数税率に対応できるようレジの導入・改修をしましょう

具体的なレジの設定変更は?

レジの種類や運用方法によって設定内容は大幅に異なります



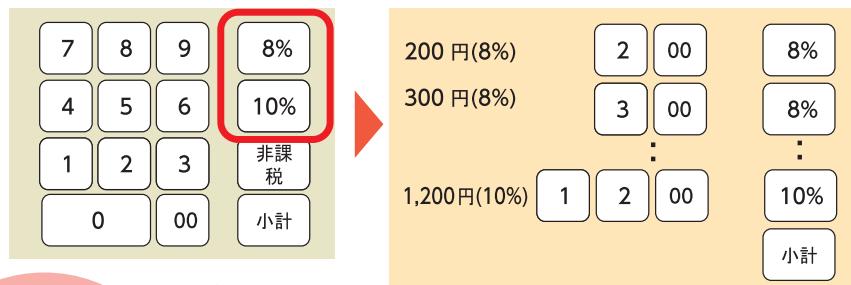
直前になってからでは間に合わないかも!

直前になると駆け込み需要でレジメーカー等が多忙を極める可能性が高いと想定されます。
適切に対応してもらうためにも

- ①早めの相談の実施
- ②相談時に店内オペレーションの説明
- ③設定変更作業が自店の運営に支障の内容な設定
といった段取りが必要になります。

メカレジなど、マスタ無しの場合

複数税率に対応するための税率ボタンを設定しましょう。



店内飲食／
テイクアウト、
それぞれ商品ごとに
税率キーを
打ち分ける

打ち分け例

POSレジなど、マスタ有りの場合

税率データをマスタに持たせず
税率ボタンで打ち分ける方法

商品マスタ

| 商品名 | 価格 |
|------|-----|
| コーヒー | 200 |
| 紅茶 | 200 |
| 冷コーヒ | 200 |
| オレンジ | 200 |

打鍵画面

| | |
|-----|------|
| 日替A | コーヒー |
| 日替B | 紅茶 |
| 日替C | 冷コーヒ |
| お勧め | オレンジ |
| | 8% |
| | 10% |

メリット

ボタンの数が少なくて済むため、販売商品数が多くても対応しやすい

デメリット

商品ごとに税率ボタンを打つため、売上登録時にボタンを打つ数が増える

税率データをマスタに持たせ
用途によって商品を選ぶ方法

| 商品名 | 分類 | 価格 | 税率 |
|-------|-----|-----|-----|
| コーヒー | イート | 200 | 10% |
| コーヒー8 | 持 | 200 | 8% |
| 紅茶 | イート | 200 | 10% |
| 紅茶8 | 持 | 200 | 8% |

| | |
|----------|------------|
| イートイン | 持ち帰り |
| 日替A 10% | コーヒー 10% |
| 日替B 10% | 日替A 8% データ |
| 日替C 10% | 紅茶 8% データ |
| 冷コーヒ 10% | 日替B 8% データ |
| オレンジ 10% | 日替C 8% データ |

商品ボタンを押すだけで、
売上登録できる

各商品それぞれに税率ごとのボタンを作成する必要があり、ボタンの数が増える

ここが
Point

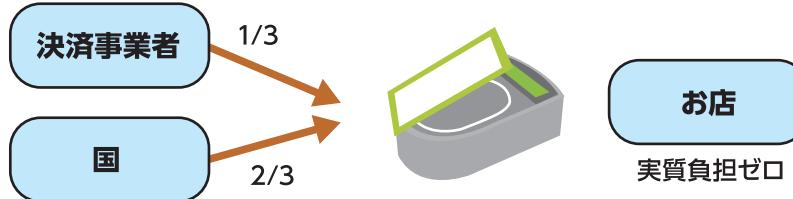
早めにレジメーカー等に相談しましょう

キャッシュレス対応に活用できる事業が始まります

経済産業省では、消費税率引上げ後の消費喚起と、国内におけるキャッシュレス決済の普及を促進するため、「キャッシュレス決済・消費者還元事業」を実施します。

メリット 1

キャッシュレス決済対応端末が費用負担無しで導入可能!



メリット 2

決済手数料3.25%以下、さらに期間中1/3の補助あり!



事業期間内(2019年10月～2020年6月予定)の決済手数料は3.25%以下となります。さらにその1/3を国が補助しますので、実質2.1%以下の手数料となります。



メリット 3

消費者にポイント還元で集客力UP!

中小・小規模事業者において購入した消費者に、その購入金額の5%(フランチャイズチェーンに属する場合は2%)をポイントとして還元します。

メリット 4

レジ締め、現金取り扱いコストを省いて業務効率化!

売上と現金を合わせる手間などが減り、業務効率向上につながります。

キャッシュレス決済とは

クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など、電子的に繰り返し使用できる決済手段のこと。

※本制度の詳細は <https://cashless.go.jp/> をご覧ください。

軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較

制度概要

軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ①複数税率対応のレジ本体
- ②レジに付属する機器
(決済端末を含む)
- ③設置に要する経費

必要な経費の1/4を
**中小・小規模事業者が負担、
残りの3/4を国が補助**

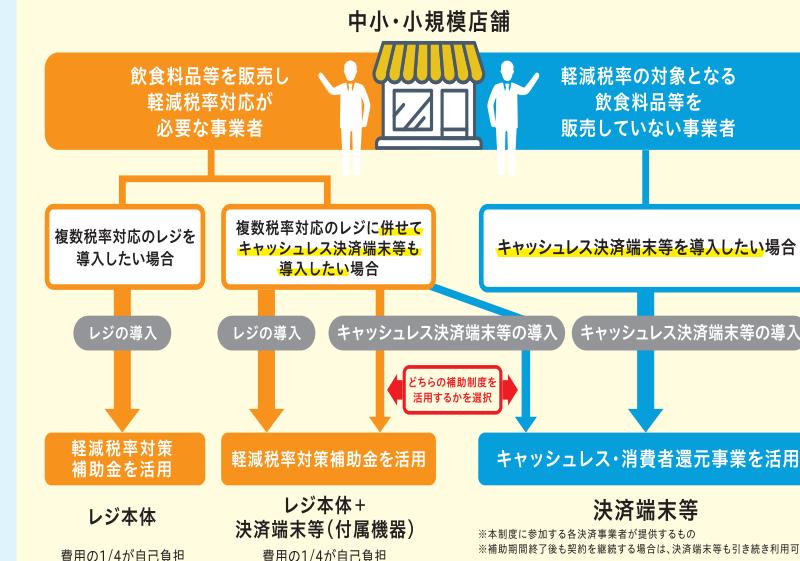
キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ①キャッシュレス決済端末
- ②決済端末の利用に必要な付属機器
- ③システム利用料、設置費用等
- ④タブレット、スマートフォン等

制度の活用パターン



キャッシュレス・消費者還元事業に関する問合せ

キャッシュレス・消費者還元事業 ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け
TEL : 0570-000655 URL : <https://cashless.go.jp/>

お問い合わせ先一覧

各地商工会議所「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、

経営に関する様々なご相談に対応いたします。

最寄りの商工会議所はこれらから検索いただけます。



商工会議所一覧

検索

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

| ご相談内容 | 窓口 | 連絡先 |
|--|---|--|
| 軽減税率制度 (対象品目・税額の 計算方法など) | 国税庁 消費税軽減税率 電話相談センター | TEL: 0120-205-553 (通話料無料) または お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等は、国税庁のホームページ から確認いただけます。 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm |
| 中小・小規模の小売 事業者等に対する レジの導入・システム 改修等に係る補助金 | 軽減税率対策 補助金事務局 | TEL: 0120-398-111 (通話料無料) 軽減税率対策補助金事務局ホームページ https://kzt-hojo.jp |
| 軽減税率対策に係る 設備投資へのご融資 | 日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融 公庫 | 日本政策金融公庫(事業資金相談ダイヤル): TEL: 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫: TEL: 098-941-1795 |
| 消費税転嫁対策等に 関する相談 | 内閣府 消費税価格転嫁等 総合相談センター | TEL: 0570-200-123 |
| 軽減税率実施に伴う 税に関する相談 | 日本税理士会連合会 | お近くの税理士会へお問い合わせください。 |
| その他 中小企業支援施策全般 | 中小企業庁 相談室 | TEL: 03-3501-4667 |
| キャッシュレス決済の 導入支援について | キャッシュレス・消費者還元 事業 ポイント還元窓口 中小・小規模事業者向け | 専用ダイヤル: 0570-000655 キャッシュレス・消費者還元事業ホームページ https://cashless.go.jp/ |

今すぐ始める軽減税率対策 <飲食店向け>

発行日: 2019年5月 第二版

発 行: 日本商工会議所 中小企業振興部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2
<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。